

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、その翌
日)

目次

◇告

示

保険医療機関等の指定
土地改良区の定款の変更の認可
保安林の指定の解除予定
漁港管理者の指定の一部改正
開発行為に関する工事の完了(三件)

告示

鳥取県告示第三百号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に
基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医
療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政
令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十九年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
タムラ医院	鳥取市瓦町一六一	昭和五十九年四月一日
サンマリタン耳鼻咽喉科	米子市久米町三二	昭和五十九年三月二十三日
鳥取県立整肢学園	米子市上福原一七五一―一	昭和五十九年四月一日
後藤内科医院	米子市両三柳四五一八―三	"
川本内科医院	倉吉市上井町二丁目二	"
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富六五二	"
庄内出張診療所	西伯郡名和町大字押平二三四	"
石見診療所	日野郡日南町上石見七六六一	"
荻原歯科医院	鳥取市弥生町二二三	"
岡歯科医院	米子市上後藤三〇四―四	昭和五十九年三月十五日
小山西歯科医院	米子市車尾八六八	昭和五十九年三月十六日
倉繁歯科医院	倉吉市魚町二五一八	昭和五十九年四月一日

岡本歯科医院	東伯郡東伯町大字浦安一〇二 ―三	〃
岡齒科医院	日野郡日野町根雨四四八	〃
くすだ薬局卵垣支店	鳥取市卵垣二一八―二四	昭和五十九年三月十五日

鳥取県告示第三百一號

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大誠土地改良区の定款の変更を昭和五十九年四月二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二號

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町 大字唐川字唐川谷二〇四の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百三號

昭和三十年五月鳥取県告示第二百五十七号（漁港管理者の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十九年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

崎津の項の次に皆生の項として次のように加える。

皆生 一 米子市西福原 米子市

鳥取県告示第三百四號

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年八月五日 鳥取県指令受米土維第五百九十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢十一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中山下一丁目一〇一〇

株式会社関西西地区はるやまチェーン

代表取締役 治山正次

鳥取県告示第三百五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年十二月二十一日 鳥取県指令受米土維第九百八十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市旗ヶ崎字呉服屋灘及び字呉服屋流シ西灘

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市中島三八五一一

株式会社西米商事

代表取締役 佐野定雄

鳥取県告示第三百六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年一月二十一日 鳥取県指令受都計第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市南隈字東土居

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市浜坂一三九〇一四

西村秀雄

西村麗代